

子どもはぐくみ医療費助成制度の 変更のお知らせ (R6.4.1最終版)

徳島県こどもまんなか政策課

令和6年4月1日以降の、県及び市町村の制度変更について、最終版をお知らせします。先般、2月に同様の周知をした際、未確定であった内容(※)の追記、及び海陽町の内容を変更しましたので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

○令和6年4月1日から変更予定

1. 公費負担者番号の整理について

【現行】

- 45：小学校修了まで
- 47：中学1年生以上
- 48：市町村独自の拡充分（600円の自己負担金徴収なし）

【令和6年4月以降】

- 45：18歳に達する年度末まで
※入院時自己負担金徴収なし
- 47：廃止（※月遅れ報告分のみ使用）
- 48：市町村独自の拡充分（600円の自己負担金徴収なし（通院分））

2. 変更内容

(1) 県の変更内容

内容	現 行	変更後
対象年齢	入院・通院とも <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日まで	入院・通院とも <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日まで
所得制限	あり	なし
自己負担	入院・通院とも 1レセプト600円	<u>通院のみ</u> 1レセプト600円

注) 上記以外の制度の変更はありません。

(2) 市町村の変更内容

1) 対象年齢

市町村名	現 行	変更後
鳴門市	入院・通院とも <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日まで	入院・通院とも <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日まで

2) 自己負担

県の助成拡充に伴い、全市町村において入院に係る自己負担金の徴収はなし

市町村名	現 行	変更後
徳島市 鳴門市 吉野川市 三好市 石井町 北島町 藍住町 上板町	入院・通院とも 1レセプト600円 ※上板町は15歳に達する年度末以降 18歳に達する年度末まで	通院のみ 1レセプト600円 ※上板町は15歳に達する年度末以降 18歳に達する年度末まで
小松島市 松茂町 東みよし町	入院・通院とも 1レセプト600円	(※) <u>入院・通院とも 自己負担の徴収なし</u>
海陽町	入院・通院とも 1レセプト600円	<u>入院・通院とも 自己負担の徴収なし</u>
美馬市	中学1年生～18歳に達する 年度末までは自己負担を徴収	なし
勝浦町	7歳～18歳に達する 年度末までは自己負担を徴収	なし
板野町	15歳に達する年度末以降 18歳に達する年度末までは 自己負担を徴収	なし

3) 食事療養費

市町村名	現 行	変更後
つるぎ町	助成対象外	助成対象
勝浦町	7歳～18歳に達する 年度末までは助成対象外	助成対象

※ 改正の詳細につきましては、各市町村にお問い合わせください。

担当 徳島県未来創生文化部こども未来局
こどもまんなか政策課
次世代育成担当
TEL 088-621-2730

子どもはぐくみ医療費助成制度公費負担者番号(令和6年4月1日以降)

市町村名		公費負担者番号		備考
		18歳に達する年度末まで	1レプト600円 (通院分)徴収なし	
1	徳島市	45360013		
2	鳴門市	45360021		
3	小松島市	45360039	48360036	
4	阿南市	45360047	48360044	
5	吉野川市	45360518		
6	阿波市	45360526	48360523	
7	美馬市	45360534	48360531	
8	三好市	45360542		
9	勝浦町	45360054	48360051	
10	上勝町	45360062	48360069	
11	佐那河内村	45360070	48360077	
12	石井町	45360088		
13	神山町	45360096	48360093	
14	那賀町	45360625	48360622	
15	牟岐町	45360195	48360192	
16	美波町	45360641	48360648	
17	海陽町	45360658	48360655	
18	松茂町	45360237	48360234	
19	北島町	45360245		
20	藍住町	45360252		
21	板野町	45360260	48360267	
22	上板町	45360278	48360275	高校生から自己負担金を徴収
23	つるぎ町	45360617	48360614	
24	東みよし町	45360633	48360630	